



昨年暮れの衆院選では、政党や政治家によるネット利用がマスコミを賑わした。選挙期間中のネット利用は、総務省の公職選挙法への抵触見解によりブレーキがかけられてきた。これが、今夏の参院選で、ネット解禁がやっと実現する運びという。地方の市長選では、ネット利用で当選した市長が相次ぎ、ネット選挙はすでに野放し状態になっている。このまま放置できる状況にない。ネット選挙の解禁に留まらず、ネット上での国民の世論が、投票行動に反映される仕組みの構築が急がれる。

世国民の声を反映しない国政選挙

昨年暮れの衆議院選挙後の12月26日、安倍晋三首相は都内の記者会見で、「参院選までの解禁を目指したい。自分の考えを多くの方に知ってもらおう上で、予算もかからず効果的だ」と述べ、公職選挙法改正案を提出する方針を示唆した。

時事通信は、「首相としてはネット選挙解禁により、業界団体など従来の支持基盤に加え、ネット世代の若者を含めた無党派層に支持の幅を広げたいとの思いがあるようだ」と報じている。

昨年の衆院選での自民党の勝利は、他党の敵失による側面が大きく、今年2013年7月に予定されている参院選での勝利を、保証するものではない。これが、安部首相がネット解禁に積極になっている理由の一つであろう。

衆院選の投票率は戦後最低の59.3%（2009年は、69.3%）と低いだけでなく、自民党の得票率と得票数いずれをみても、前回惨敗した2009年8月のそれよりも、低いのである。

実際の数値でみると、自民党の得票数は 1662 万票（2009 年は 1881 万票で、219 万票の減少）、全有権者の得票率は 16.4%（2009 年は 18.5%、2.1%の減少）となっている。

しかし、ネット選挙の全面的解禁は、安部首相の思惑と別に、すでに急務となっている。後述するように、選挙期間中のネット利用は、野放し状態に近いものになりつつある。もはや、総務省の一見解で、阻止し得る段階ではない。

ネット選挙の解禁は、国民の声がもっとストレートに政治に届くようにする仕組みにする方策の一つに過ぎない。マスコミの関心も、既にそこに移っている。今回の衆議院選のマスコミ報道も、「ネット選挙は違法か？」よりも「選挙期間中でのつぶやき内容の紹介」へと、変わりはじめている。

NHK や大手新聞などは、衆院選でのネット上での世論分析の結果を、相次いで報じている。これらを見ると、自民党がアピールした政策、ネットからみた国民の声、国民の投票行動との間で、大きな乖離があったことがわかる。

NHK の NEWSweb 「ビッグデータで混迷の衆院選を読む」（2012 年 12 月 18 日）による分析結果を、以下に紹介する。

「ネットでは選挙に関してどのようなテーマに関心が集まっているのか。選挙関連のブログ記事では、『エネルギー（脱原発、再生可能エネルギー政策など）』が 31.4%、『安全保障（国防軍や憲法改正など）』が 25.9%、『消費税』が 16.3%、『景気対策（インフレ対策、日銀法改正など）』が 15.9%、『TPP』が 10.5%であった。

他方、ツイッターの書き込みの分析では、『エネルギー』が 49.4%、『安全保障』が 21.1%、『消費税』が 12.7%、『TPP』が 11.4%、『景気対策』が 5.4%であったという。現状では、この衆院選でのブログやツイッターの声が、日本の世論全体を反映したものになっているとは、決していけない。

衆院選でのネット上でのブログやツイッター等の影響については、ヤフーが「衆議院議員選挙と Yahoo!検索の驚くべき関係 - "Yahoo!ビッグデータ" 」として、分析結果を公開している。関心のある人は、これを参照して欲しい。

野放し状態を解消し、ネット世論を投票行動に反映させるためには

これまで、「選挙でのインターネット利用は、公職選挙法に抵触する」という総務省（旧自治省）の見解により、我が国におけるネット選挙は、ブレーキがかけられてきた。それが、数年ほど前からブレーキのきかない野放し状態に突入し、目先の利く立候補者のやり得になってしまう場面が増えてしまっている。

衆院選でもツイッター等を巧みに利用する政党や立候補者が増えた。「ネット選挙野放し」「ネットで選挙違反続々」「選挙告示後、書き込みさまざま」「市民が勝手にツイッター」といった見出しや書き込みが、メディアやウェブに氾濫した。

我が国でネット選挙の解禁を目指す公職選挙法の改正法案の提出は、野党の民主

党によって、1998年になされたのが最初である。その後、2001年、2004年、2006年と、民主党からの改正法案の提出が試みられたが、政党間の党利党略に阻まれ、失敗してきた。

そして、2010年5月、民主党政権の鳩山首相のもとで、与野党間でネット選挙の解禁が、初めて合意されるに至った。これにより、この年夏の参院選からスタートすると注目を集めたが、普天間移転問題での鳩山首相の突然の退陣により、棚上げになってしまった。ただし、この時の解禁合意内容も、現在からみれば不十分なものに過ぎなかった。電子メールやツイッターは許可されず、有権者によるネット選挙活動も除外されていたからである。

ネット選挙の解禁を目指す公職選挙法の改正に失敗している間に、地方ではネットを利用して当選する市長が、登場していたのである。最初に話題になったのは、2008年の阿久根市長選挙での竹原信一である。選管の指導を無視してブログを更新し続け、市長に当選している。

次には、2010年11月の金沢市長選挙では、山野之義が選管の指導を無視しネットを利用し続け、僅差で当選を果たしている。警察も黙認しており、事実上のネット選挙解禁の年となったといつてよい。

さらに、2011年4月の福岡市議選では、無所属候補の本山貴春が、選挙期間中にブログや動画共有サイトを利用した。これは、福岡県警により同法違反容疑で書類送検されたが、不起訴になっている。

さて、政権与党となった自民党は、ネット選挙解禁に向けて積極的に動き始めている。問題は、解禁の範囲といつてよい。政治家の世代間の利害を超えた解禁が不可欠と言つてよい。

2010年の与野党間の合意では禁止された電子メールやツイッターの利用、有権者によるネット選挙活動が解禁され、全面的な解禁が実現するかどうかによつて、選挙活動への影響が、大きく違ったものになることは間違いない。

ネット選挙が全面解禁されれば、政党間の政策論争の場が広がり、有権者のブログやSNS利用も活発化することになるであろう。これにマスコミ報道も加われば、政治に無関心と言われてきた若者の投票参加にも影響することが期待される。

ただし、ネット選挙が、少数政党や個人で立候補しようとする政治家に有利に働くかどうか、選挙費用の軽減につながるかどうか、違法な政治活動が減るかどうかなどは、公職選挙法の改正内容、選挙活動支援の在り方、マスコミ報道やネットでのビッグデータ利用ほかに、大きく影響されるといつてよい。

ネット選挙の影響については、ネット選挙先進国のアメリカや韓国の選挙運動が参考になる。特に、昨年11月のオバマ大統領の再選には、オバマ陣営による選挙民に関するビッグデータの活用が、大きな役割を果たしたと報じられている。

我が国でのネット選挙解禁後の動向に、今後とも注目していきたい。

(TadaakiNEMOTO)